

## 第11期滋賀県人権施策推進審議会第5回会議 概要

日時：令和5年3月28日（火）9:30～11:50

場所：滋賀県危機管理センター 1階大会議室

### 1 出席委員（五十音順、敬称略）

大河原佳子、木村登代美、久保田昇志、坂元茂樹、白石恵理子、末松史彦、  
杉山佐枝子、日野貴博、明瀬葵衣

### 2 議題

令和3年度人権に関する県民意識調査の結果の分析について（人権教育・人権啓発）

（1）滋賀県の人権教育・人権啓発の実施状況について

（2）県民意識調査の結果を踏まえた今後の施策の方向性について

### 3 議事

#### ◎開会

#### ◎滋賀県総合企画部理事員（人権・同和担当）あいさつ

#### ◎出席委員の確認

12名中9名出席

（うち3名（大河原委員、杉山委員、日野委員）は Web 会議アプリケーション「Zoom」  
利用によるオンライン出席）

#### ◎資料の確認

議題 令和3年度人権に関する県民意識調査の結果の分析について（人権教育・人権啓発）

（1）滋賀県の人権教育・人権啓発の実施状況について

（2）県民意識調査の結果を踏まえた今後の施策の方向性について

<資料1～4ー2に基づき、事務局より説明>

#### 会長

それでは、ただ今の事務局からの説明について、皆様からご質問、ご意見があればお願いしたい。

まず私から、人権教育課のリーフレットに関して、令和5年度のリーフレットにはこの4月1日より施行される「こども基本法」に関する説明をぜひ入れていただきたい。

日本が子どもの権利条約を批准してから29年が経つが、意見表明権をはじめとする子どもの権利が未だ十分に定着していない。今朝のテレビ番組でも、兵庫県の学校で日本とアメリカのダブルの生徒が父親のルーツに関わる「コーンロウ」という伝統的な髪型で卒業式に出席したら、その生徒だけ2階の席に移され、名前を呼ばれても返事をするなどという差別的な扱いをされたという報道があった。

今回の子ども基本法では、子どもの意見を聴くこと、またその意見に関して対話をする態度が大変重要になっていると思われるが、令和4年度版のリーフレットのQ&Aの「自尊心ばかり重視していると自己中心的な子に育つのではないですか」という問いの表現に倣うと、「子どもの権利ばかりを強調すると自己主張が強い子に育つのではないですか」といった批判が出ることも懸念される。「校則だから守らなければならない」ということではなく、「その校則がなぜ必要なのか」ということを合理的に説明した上で、子どもが納得できるものでなければならない。

今後はこういうことに取り組まなければならないと考えられるので、今日お示しいただいた人権教育年間計画表の「教職員」の取組に関しても、こども基本法の内容を説明する研修をぜひ行っていただきたい。

### 事務局（人権教育課）

こども基本法については、子どもの権利条約も合わせてお話しいただける講師を招き、年度当初の校長向けの研修会や人権教育担当者研修会で講演していただくことを計画しており、そうした法律や条例に関する知識や意識を持って子どもたちに接することが重要であると考えている。

また、令和5年度はお示ししたリーフレットとは別に「多様な子どもを支えるために～子どもの姿から気付き、背景を考える～」というリーフレットを各学校に配布する予定であるが、こちらは様々な状況の子どもがいる中で、目に見える現象だけで判断するのではなく、その背景を見ることが大事であるということを様々なワークで学んでいただける資料となっている。

### 委員

資料4-1の5ページ「⑤人権啓発・学習資材の貸出し・配布」について、令和3年度は貸出回数が延べ4回、令和4年度は延べ11回となっているが、令和5年度はどの程度の貸出回数を見込んでいるのか。貸出回数が少ない印象があるので、目標数のようなものがあれば教えていただきたい。

もう一点、10ページの「⑭インターネット広告」について、こうした広告は費用が結構かかる印象がある。費用対効果を検証することは難しいと思うが、実際のどの程度の費用

がかかっているのかを伺いたい。

#### 事務局（人権施策推進課）

1点目の貸出回数については、令和3～4年度は新型コロナの関係で学校・幼稚園・保育園等での活動が難しかったということもあり、着ぐるみや紙芝居等の貸出しが少なかった。そのため、令和5年度は新型コロナの流行前の状況に戻せるようにしたいと考えているところであるが、具体的な目標値は設定していないため、また検討してまいりたい。

2点目のネット広告については、令和4年度はYahoo・YouTube・Twitter・Facebook・Instagramを合わせて100万円程度の経費がかかっている。費用対効果については、広告の表示回数は10万回・100万回という膨大な数となっているが、例えばYouTubeでは24万2000回の表示回数中、約200回が実際に広告を最後まで見ていただくか、あるいは広告をクリックして県のホームページを見ていただいた方ということになる。

また、県の「県政モニターアンケート」では、インターネット広告の認知率は非常に高く、効果が高いのではないかと感想もいただいているところであり、例えば「⑨テレビスポット広告」であると、テレビCMを1回放送すると約3万円の費用が必要となり、30回で90万円程度の費用がかかるが、同程度の費用でこれだけの数の広告が出せるので、費用対効果は高いものと考えている。

なお、Yahoo・YouTube・Facebook等の広告では、人権啓発の広告は政府広告や行政広告という枠組みの中で取り扱われており、この回数がその枠内での表示回数のほぼ上限となっている状況である。YouTubeでは広告がなかなか表示されないというご意見も聞いており、広告枠自体が少ないが、現状でも広告枠全体を使用している。そういう意味では難しい部分もあるが、費用対効果としては一定高いものがあるのではないかと考えている。

#### 委員

資料4-1の「⑤人権啓発・学習資料の貸出し・配布」について、今の委員の質問の回答で令和3～4年度の状況は分かったが、新型コロナ流行前の通常の状態であれば、もう少し貸出回数が多かったのか。また、9ページの「⑫映画広告」が「令和5年度は実施予定なし」とされていることについて、映画広告は見てもらえる機会が多いと思うが、なぜ実施しないこととしたのかを伺いたい。

もう一点、3ページの「②じんけんミニフェスタ」について、子どもはイベントにジンケンダーが出てきたり、例えばパトカーが来たりすると結構喜ぶと思うが、警察等の他機関と連携した啓発を行っているのかどうかも伺いたい。

#### 事務局（人権施策推進課）

1点目の貸出回数については、通常の状態であればやはりもう少し多くなっている。以前は保育園等でPTAの方が紙芝居やパペットを使った人形劇を行ったりする機会があっ

たが、新型コロナの流行でこうした機会が減り、貸出回数も減少したところである。

2点目の映画広告については、広告を掲出する映画のあたりはずれが非常に大きく、この映画が流行るだろうということで事前に広告枠を取りに行っても、費用対効果という点では賭けに近いところがある。そのため、令和5年度は一旦取りやめという形をとっている。

3点目のじんけんミニフェスタでの他機関との連携であるが、例えば「①じんけんふれあい啓発」の場合、子ども・青少年局の「すまいるアクションフェスタ」や県立男女共同参画センターの「G-NETフェスタ」と一緒に実施するなど、通常の形とは異なる協同での啓発も行っており、単独実施のイベントだけでなく、様々な団体と連携した啓発も実施している。じんけんミニフェスタについても、令和4年度は草津市国際交流協会と一緒に「みんなで遊ぼうパスポートラリー」として、世界の色々な情報を伝えてもらったり、障害者スポーツ団体と一緒にイベントを行うなど、他団体と連携して実施している。

また、人権擁護委員の皆様にも常にご協力いただいて実施しているところであり、今後とも様々な団体等と協力し、共感が得られる啓発を実施してまいりたいと考えているところである。

## 委員

資料4-2の2ページの人権教育年間指導計画表について、第1学年に「身近な人権（いじめ）とソーシャルスキルトレーニング」というものがあるが、これがどのような内容のものであるのかが分かれば伺いたい。

また、第3学年の「性の多様性学習」について、性の多様性を誰かに伝える方法はすごく多様であると考えており、生徒にどのような内容を伝えているのかが気になる。私自身、仕事の関係で子どもたちから「今日は性の多様性についての授業があった」ということを聞くことがあり、「何を勉強したの」と尋ねたら、「生き方には色々あるから全部いいんだよ、ということ聞いた」ということであった。性の多様性にはそういうことも関係するとは思いますが、実際どのようなことを伝えているのかが全然見えてこなかったため、具体的な内容を伺いたい。

## 事務局（人権教育課）

1点目の「ソーシャルスキルトレーニング」については、具体的にどのような指導をしているのかが分かる資料の提出を学校側に求めておらず、当課としては詳細を把握していないため、大変申し訳ないが具体的な内容をお答えすることはできない。

2点目の「性の多様性学習」についても、学校側にどのような内容であるかが分かる資料の提出は求めていないため、実際にどのような授業が行われたということをご説明することはできないが、性の多様性に関しては、文部科学省からの通知が出されて以降、県教育委員会として毎年のように教職員向けの研修を行っており、まず教職員自身がしっかり

知るということに取り組んでいる。民間の調査では、約10%が自身の性に関して違和感を持っているという結果が出ており、研修の中でもクラスの中にそうした子どもがいるということを前提に授業をすることが重要だということを伝えている。学校の取組としては当事者を講師に招いてお話を聞き、感想を述べあったり、学校によっては、PTAの方々が相談し、性の多様性に関する絵本を各学年の発達段階に応じて選択し、その読み聞かせを実施したりしているといった報告も受けている。

## 委員

資料4-1の1ページの「①家庭教育」にある『訪問型家庭教育支援』モデル構築・普及事業について、事業の具体的な内容を教えていただきたい。各市町で実施されているということであるが、市町との連携の具体的な内容や、その効果としてこういうものがあるといったことが分かれば伺いたい。

もう一点、他県で教員になった学生から最近「しんどいのでもう辞めたい」という話を聞いたことがあり、理由を尋ねると教員間のパワハラのようなものが結構あるということであった。県内で教員になった学生からはそういう話を聞かないので、滋賀県ではこれだけ人権教育に力を入れておられる効果があるのだと思うが、一方ではパワハラは当然あるものとも思われるので、どういったことを大事にしているのかという率直なところを教えてください。

## 事務局（人権教育課）

2点目のご質問については、教職員自身がしんどさを抱えているということには我々も問題意識を持っており、教職員のメンタルヘルスは非常に重要であると考えている。

人権教育課としては、子どもの自尊感情の育成ということを発信する前に、教職員自身の自尊感情をしっかりと高めていくことが必要であると考えており、そのためにはまず教職員同士の繋がりを大事にしていきましょうという話をさせていただいている。

私の知る限り、学校現場はかなり同僚性が高いところであり、困難な状況にある子どもたちに対応していくためには、教職員同士のつながりを大切にしていかななくてはならないと考えている。連携が大変重要になると考えられるため、そうした部分を何とかカバーできればというのが我々の思いである。

## 会長

最近、大阪市の教育委員会の指導的立場の方とお話する機会があったが、やはり教員間のパワハラが発生しているということであった。しかし、パワハラをしたと訴えられている先生が「ではどんな言葉を使えばパワハラにならないのか」等、問題を非常に矮小的に捉えており、言葉遣いの次元で考えている人もいるということであった。

教員同士の関係性の構築においては、お互いの教育者としての人格を尊重するような態

度が必要であるが、現実には発生する事象を見ると、そうした認識に誤りがある人が多い印象がある。このような点から考えると、やはり教員間の研修というのも重要なのではないかと感じた。

#### **事務局（人権施策推進課）**

1点目のご質問について、「『訪問型家庭教育支援』モデル構築・普及事業」の所管課は教育委員会生涯学習課であるため、事業の詳細は不明であるが、分かる範囲でお答えさせていただきます。

この事業では、子育てサポーター、保健師、保育士、教員、民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカー等の技術を持つ方、また子育て経験者等で構成される「家庭教育支援チーム」が、不安や悩みを抱えている家庭に対する訪問型の支援を行っている。支援にあたっては、行政・学校・福祉部局等の関連機関と連携しながら、個々の家庭の悩みに対応するということであるが、モデル事業ということであるため、徐々に内容を見直し、ブラッシュアップされていくものと思われる。

事業の目的としては、保護者の悩みへの相談対応や関係する情報の提供、また関係機関への橋渡し等が挙げられており、その結果として、対象家庭のエンパワメントや信頼関係の回復・構築を図り、孤立させない支援を行うということである。

#### **委員**

虐待が疑われる家庭への支援というイメージを持っていたが、必ずしもそういうことではないということか。

#### **事務局（人権施策推進課）**

様々な家庭があると思う。おっしゃるような虐待が疑われるケースについては、子ども家庭相談センターに繋ぐといった対応になると思われるが、この事業ではもう少し幅広い家庭を支援の対象としている模様である。

#### **委員**

訪問型家庭教育支援の対象には、ヤングケアラーの家庭も含まれているのか。

#### **事務局（人権施策推進課）**

本日は担当課が不在のため詳細は不明であるが、幅広い支援を行う中で、ヤングケアラーやケアリーバー等、様々な課題に一元的に対応し、関係機関に繋げるといった仕組みになっていると思われる。

## 会長

時間の関係もあるので、次の議題に移りたいと思う。

それでは次の「(2) 県民意識調査の結果を踏まえた今後の施策の方向性について」に関して、事務局より説明をお願いします。

<資料5に基づき、事務局より説明>

## 会長

それでは、ただ今の事務局からの説明を踏まえ、皆様からご意見をいただきたい。

## 委員

論点の3番目の「特定の年代に多い消極的な意識の傾向を解消するにはどうすればよいか」について、以前の会議でも言ったことがあると思うが、家庭・地域・学校・社会という順で範囲が広がっていく中で、家庭の次にある地域において、行事や役員の決定等を行う際、消極的な考えがまだまだ残っていると感じている。そうした点に関しては、県よりも各地域の人権教育推進協議会等が取り組むべきことではないかと思うが、身近な地域の中での意識の啓発も必要ではないかと思う。

もう一点、先日開催された県の多文化共生推進プランに関する懇話会でも、プランの様々な項目の根底にはやはり人権というものがあるということで議論した。その際、ある外国籍の委員の方が、本来は欠席であったにもかかわらず、「私たち外国人のためにこんなに熱心に計画を作ってください、ありがとうございます」というお礼を言うためだけに出席されていた。人権啓発の様々な取組でも、外国人の人権に関する内容が常に含まれているが、当の外国人の方にはそのことが全く伝わっていない、という問題があると思う。そのため、今後の施策の方向性を考える中で、例えばポルトガル語の啓発動画を作ってみるといったことも必要ではないかと思った。

昨年、県内で外国人の女性同士のけんかがあり、一方の方が亡くなったという事件があったが、外国人県民もこれからずっと県内で暮らしていく訳なので、外国人も一緒になって人権を守っていくという取組が必要ではないかと強く感じているところである。

## 会長

私は以前、沖縄に長く住んでいたことがある。その体験から何を感じたかという、最近の調査で50歳代には友人が一人もいないという人が結構多いという結果が出ていたが、沖縄ではそういう人はかなり少ないのではないかということである。

沖縄は地縁や血縁といった関係が非常に強く、そうした縁によるコミュニティが存在している。例えば地区の運動会というものがあり、本土では運動会といえば学校や会社でやるものというのが一般的であると思うが、沖縄では宮古島出身者の運動会があったりする。

また、沖縄には「門中（もんちゅう）」という大きなお墓があり、本土よりもはるかに広い親戚関係のつながりがある。友人が結婚することになった際も、毎週のように親戚回りをしており、結婚式でも300人ぐらいの人が集まって余興で踊りを披露していた。ヨーロッパにも同じような地域があるが、そういうコミュニティがある社会というのは、孤独な人が少ない。

また、我々がより幸福になるためには、コミュニティを大事にする必要があるのではないかと考えられるが、これは日本では案外難しいことだという話を聞いたことがある。ヨーロッパでは昔から続く村を単位として行政区画を作っているのだから、今でも地域のコミュニティが存在しているのに対し、日本ではそういうものがない。それはなぜかというところ、日本では廃藩置県の際、それまでの地域のことを全く無視して行政区画を作ったためであるということであり、なるほどと思った。

人権について考える場合、誰もが幸福になるための幸福追求権を持っているということから議論した方が分かりやすく、そこから孤独の問題を考えていくことが、これからの日本社会を考えていく中で大きな意味があると思ったので、発言させていただいた。

## 委員

資料5の5ページの説明について、「なりゆきにまかせると回答した人になぜそのように思うかをたずねたところ、『人権が尊重される社会』がどのようなものなのかが想像できず、自分が何をすればよいかかわからないため」と答えた人の割合が最も高いということである。これまでの啓発ポスター等での啓発により、人権を大事にしようという機運のようなものは高まったと思うが、次のステップとして、何をすれば人権を尊重した行動ができるのだろうかという具体的なものが需要ではないかと感じている。

そういう意味では、これまでの啓発ポスターは「わたしもあなたもすまいる」等、どちらかと言えば総論的な内容になっていたと思うので、具体的なアクション面に関するポスターに焦点化していてもよいのではないかと思った。

他県の例であるが、愛知県の人権啓発ポスターに「はじめよう、人権アクション」というものがあり、具体的な行動例がポスターに描かれている。例えば二人で一緒に食事を取っている状況の絵では、『彼氏いるの？』ではなく「恋人いるの？」と聞く。それが、私の人権アクション」と書かれている。このような人権を尊重する行動が具体的に分かる啓発をしていけばよいのではないかと感じたので、また参考にしていただければと思う。

## 会長

愛知県の啓発ポスターについては、「～してはいけない」という禁止規範的な内容ではないことが重要だと考えられる。

今の例でいうと、女性に向かって「彼氏いるの？」と聞くことは、性の多様性の観点からは少し問題があるということになるので、「こういう聞き方がよいのではないか」と



いう「～しよう」という行動を示しているものだと思うし、今後の啓発ではそうした点を意識していく必要があるのではないかと。委員がおっしゃるとおり、総論的なものではなく、具体的な行動を対象とした啓発を行っていく必要があると考えられる。

## 委員

「人権」・「啓発」・「尊重」といった言葉を聞くと、「私はそういうのはいいです」と構えてしまう人がいるかと思うので、委員が言われるとおりに、「こういうことでもいいんだ」といった行動を具体的に示せると、消極的な人も減っていくのではないかと考えた。

また、「子どもや若者へのより効果的な教育・啓発をどのように行っていくのか」という論点については、先程の地域の問題も大事であると思うが、今は自治会等、地域のコミュニティに属していない人も多い。子どもがいても子ども会に入っていないという人もいると思われるので、保育園や幼稚園、また学校の中で、小さい頃からジェンダーを使った学習等、色々な形で教育をしていくことが重要なのではないかと感じた。

## 委員

私も委員と全く同じ意見であり、実際の場面での行動や対応をSNS等で伝えていくということが大切であると考えている。一つでも行動が実践できると、その人の中で他の人権問題への理解も一気に開けていくということもあると思うので、そうした行動例の場面に関して、実際に人権侵害を受けている人からどのようにして情報を聞き出して設定していくのかということが、今後重要になるのではないかと考えた。

2番目の「子どもや若者へのより効果的な教育・啓発をどのように行っていくのか」という論点については、教員のゆとりが足りないことが問題であると感じている。一人の子どもに一人の先生が付けると色々な問題が解決すると思うが、どのようにしてそうした環境に近づけていくかが課題であり、子どもへの個々対応の場面でいかにして人権の考えを浸透させていくかが大事である。

私自身の経験では、叱られたり、感情的なアプローチをされるようなことが多く、すごくつらかった。そういうアプローチをされると、子どもは「だめなこと」として拒否するようなイメージを持ってしまい、「考えよう、改善しよう」というよりも、腫れ物に触るようなことになってしまうので、その子が自分なりに安心して問題に向き合える環境を教育の中につくる必要があるのではないかと。その子に合ったアプローチが必要にはなるが、感情的に言われると委縮してしまう子どももいるので、そういう子どももいるという前提で考えていかなければならないと思う。

また、意識のギャップに関する論点については、偏見であるかもしれないが、人権を推進しようとする層以外の人のことを考えた場合、仕事のことで頭が一杯になっている人が多い気がしている。会社や職場では、人権は仕事の次にあるものだと思うので、仕事をどうするかということ日々考えている人には、人権に対する考え方に大きな隔りがあるよ

うに感じられる。そういう人に関しては、コンプライアンス違反やパワハラ・セクハラ等、「もしかしたら訴えられるかも」という恐怖感が変な意味で人権意識を抑制しているようにも思われるので、そういう部分を改善していく必要があるのではないかと感じた。

## 委員

今、啓発にあたっての場面の設定が重要ではないかというお話があったが、人権啓発の手法として、従来の「講演型」のような方法ではどうしても総論的な内容になってしまう。

これに対して、「ワークショップ型」や「ロールプレイング型」という手法もあるし、総論にプラスして実際に活動しているNPOのお話等を組み合わせるという方法もある。

先日、東京の人権教育啓発推進センターで子どもの権利に関する総論的なシンポジウムを行った際、ある大学の先生にご講演いただいたが、講演後に親が精神疾患を抱える子どもの支援をしているNPO法人の代表理事の方に実際の活動についてお話いただき、具体的な事例から一つひとつ考えさせられることがあった。

人権教育や人権啓発の手法にはかなりパターン化している点があるが、そこをもう少し工夫することが、今、自治体に求められているように感じられる。また、そうした工夫を支えることができるNPO活動も非常に盛んになってきているので、「こういうテーマについてはこういうNPO法人がありますよ」という話がしやすい状況が生まれてきているのではないかと。そうした活動を若い方が中心になって進められているので、期待したいと思う。

## 委員

今の具体的な行動に関する啓発の実施に関しては、私も賛成である。

今朝のニュースで、車椅子利用者の方がエレベーターに乗ろうとしても中々乗ることができなくなったという話があり、悲しいことだと思ったが、ではそこで我先にエレベーターに駆け込んでいる人たちがすごく悪い人かということ、きっとそうではないのだろうと思う。

そういう場面になった時にもう一歩ゆとりをもって周りを見渡すことができれば、状況が随分変わるのではないかと。

学校でよい教育を受けていても、実際の場面で自身の行動を振り返ることができなかつたり、その場にいる相手の視点に気付きにくいということについても、生活の具体的な場面で一つひとつ気付いていくしかない。生活の身近な場面でゆとりをもって振り返ることができるような啓発をすることが、結果的に人権を尊重する社会の実現に繋がっていくのではないかと。

また、若い人や子どもたちにとっては、教師や身近な大人の存在が大切であると考えた場合、それらの大人側の学びが重要になるので、委員のご意見にもあるように、無意識的であっても人権を侵害しないための職場での研修が非常に重要ではないかと思った。

## 会長

今の車椅子の方のお話については、例えばバスの運転手の場合、車椅子の方がバスに乗る際にお手伝いをするのは合理的配慮として当然必要なことであり、それをしなければ差別になるということが、障害者差別解消法でも謳われていることである。しかし、エレベーターに乗る場合の合理的配慮が一般の方同士でどれだけ対応できているのかということ、難しい点もあるかと思う。

先日、東京都が主催する人権フォーラムで障害者差別の問題を取り上げられていたが、そこに寝たきりの障害者のお笑い芸人の方が出演され、言葉だけでコントをされていた。

お笑い芸人というものは寝たきりではできないのではないかという思い込みもあるが、自分の声を先に録音しておき、その声とやり取りをすることで非常に面白いコントをされており、それを見ることで、固定観念をなくしていくことの必要性を強く感じたところである。

## 委員

資料4-1の14ページにある「⑩企業に対する啓発教材の貸出し」に関して、教材としてDVDを用意されているのであれば、その内容が「こういうことも人権侵害になるので気を付けなければならない」といったことが具体的に分かるようなものであればよいと思う。教材の内容が分からないため、実際にはそうした内容のものであるのかもしれないが、気になったこととして意見させていただく。

## 会長

こうした啓発教材のDVDは個別のテーマごとの具体的な内容となっており、例えばコロナ差別に関するDVDでは、学校編・ご近所編・会社編など、それぞれのシチュエーションで発生する事例が描かれており、差別の具体的な内容が分かるものとなっている。

そうしたDVDを各自治体が購入して貸出しをしている訳であるが、残念ながらコロナ禍で対面型の研修が中々できない状況が続いており、大阪市の例では毎年1,000件程度あった貸出しが年400件程度に減少していた。今年は件数が増えるとも思われるが、最近また色々なDVDが新しく作成されているので、さらに活用してもらえればと思う。

## 委員

先程の特定の年代に消極的な意識が多いという論点に関して、私が言いたかったのは、地域の中で「こうでなければならない」や「女に何ができる」といった意識を持っている人の意識を変えていくことが大切であるということであるので、一点補足をさせていただく。

また、今のDVDの貸出しに関するお話に関して、YouTubeにもそのDVDの動画が掲載されているのか。最近はDVDドライブが付いているパソコンも少なくなっているの

で、YouTube に掲載されているのであれば、それを視聴していただくのも有効ではないかと思った。

#### 事務局（人権施策推進課）

DVDの貸出しは商工政策課が行っているが、DVDを購入して貸し出すという権利を持っているだけのものであり、YouTube に動画掲載することはできない。

また、県独自で制作しているDVDもあるが、販売権の関係から YouTube に掲載することが難しかった。しかし、販売しないものはそのまま転載することができるので、人権施策推進課で制作した5分番組等の啓発動画については、YouTube に掲載しているところである。

#### 会長

人権教育啓発推進センターでも YouTube に「人権チャンネル」というものを持っており、講演を聞けなかった人が後で講演の動画を見られるよう、アーカイブとして掲載している。

しかし、講演を生業としている人にとっては、そうした形ですべて動画が見られる状態になっているのは困ることなので、YouTube に掲載したいといっても断られるケースが多い。

こうした問題もあるが、DVDが再生できないパソコンが増えているということはその通りなので、今後はYouTube の活用がさらに一般化していくと思われる。

#### 委員

資料5の3ページにある「人権侵害を受けた時の対応」について、被害を受けた時どこかに相談できる人が増えた、あるいは、相談できる場所が増えたという肯定的な評価もできるが、この結果自体をどのように評価するのかは、結構難しいことではないかと感じた。

例えば、「法務局、県、市町、警察等の行政機関に相談した」や「市役所や町役場の窓口で相談した」という人が増えているのはよいこととも思われる一方、身近な人への相談では解決できない人権問題が増えているとも思われるので、県としてこうした行政機関への相談の割合をさらに増やしたいといった考えがあるのであれば、伺いたい。

#### 事務局（人権施策推進課）

今のご質問に関しては、数値目標としてどの程度増やしたいといったものはないが、様々な相談がある中で、滋賀県人権センターやNPO等の民間団体に相談したいといった場合や、行政は敷居が高いのでもう少し気軽に話を聞いてもらいたいといった場合等、色々なケースあると思われる。そのため、相談数そのものは、行政でも民間団体でも増えていくことが望ましいと考えている。

なお、最近の相談は複合的な問題が含まれていることも多いため、県内の様々な相談機

関で「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織し、複数の窓口が連携して対応することができる体制を構築しているところであり、こうした体制についても、今後強化してまいりたい。

#### 会長

ありがとうございました。

他にご意見がないようであれば、意見交換はここまでとさせていただきたい。事務局においては、本日いただいたご意見を参考として今後の県の施策の方向性を検討いただくようお願いする。

それでは、本日の議事はこれで終了とし、事務局に進行を引き継がせていただく。

(以上)